

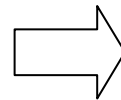
不適合管理のグレード区分変更のお知らせ

●平成22年4月1日より、不適合管理のグレード区分を以下のように変更いたしました。

これまで、当社は事象の重要度や公表の有無などを勘案して不適合のグレード分けを行ってまいりましたが、より一層的確な不適合管理を目指すため、このたび、事象の重要度ならびに修正処置、是正処置、予防処置*1などの実施という観点から不適合管理のグレード区分を見直すことといたしました。

《従来のグレード区分》

グレード	不適合の分類
As	法令、安全協定に基づく報告事象 プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象 など
A	品質保証の要求事項に対する重大な不適合事象 定検工程へ大きな影響を与える事象 など
B	国の検査等で指摘を受けた不適合事象 運転監視の強化が必要な事象 など
C	品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象 など
D	通常のメンテナンス範囲内の事象 など



《新たなグレード区分》

グレード	不適合の分類
G I	是正処置・予防処置を確実に実施すべき重要な事象 例) ・原子炉施設の安全に係る機能(クラス1*2)の設備・機器の機能喪失事象 ・発電所敷地内で発生した火災 など
G II	是正処置を確実に実施すべき事象 例) ・原子炉施設の安全に係る機能(クラス2*2)の設備・機器の機能喪失事象 ・プラントの一定運転の継続に支障のある故障、出力低下に至った事象、または可能性のある事象 など
G III	修正処置などを伴う事象 例) ・一般の産業施設と同等の信頼性が求められる設備・機器の機能喪失事象 など

* 1 修正処置: 当該不適合を除去するための処置 (= 修理、修正)
是正処置: 不適合の原因を除去するための処置 (= 再発防止対策)
予防処置: 是正処置を他発電所へ展開する処置 (= 水平展開)

* 2 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」
(原子力安全委員会)で定める安全機能(異常発生防止系、異常影響緩和系)
の重要度分類(クラス1、2)